特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五城目町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

五城目町長

公表日

令和1年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱	5事務					
①事務の名称	固定資産税事務					
②事務の概要	・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課いている。 ・地方税法に基づき、都市計画区域内の土地、家屋の所有者に対し、都市計画税額を算出し賦課している。					
	・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書・公課証明書を発行している。					
	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課 ②都市計画税の賦課 ③評価証明書、公課証明書の発行					
	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供 ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。					
③システムの名称	固定資産税システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理シス テム					
2. 特定個人情報ファイル名						
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル	ル、収納情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月 31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項					
	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条					
4. 情報提供ネットワークシステムに	よる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・なし(固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)					
	(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利	用停止請求					
請求先	五城目町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1 問い合わせ先電話番号 018-852-5100					
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ					
連絡先	五城目町総務課 情報公開·個人情報保護担当 018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1 問い合わせ先電話番号 018-852-5100					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>					
いつ時点の計数か			27年5月31日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成2					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	書の種類	ā				
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ፤	直点項目	評価書又は全項	頃目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワー	ークシステムを通じ	た入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託				[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供	ネットワークシステム	を通じた	:提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続			[]接]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月30日	Ⅰ 関連情報-5	税務課長 猿田 隆一	税務課長	事後	評価書様式変更に伴う記載 事項修正
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策		新規追加	事後	評価書様式変更に伴い新たに記載
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29 の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)・なし(固定資産税に関する事務において情報提供よ行わない) (別表第二における情報照会の根拠)・第一欄情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びよれらの法律に基づ(条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	情報提供・情報照会の根拠を 区分して記載
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条	事後	法令根拠を追加して記載